

## 船舶事故調査報告書

平成30年12月19日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（消波ブロック）
発生日時	平成30年2月27日 11時35分ごろ
発生場所	鹿児島県南さつま市野間池漁港港外 薩摩野間岬灯台から真方位076° 1.4海里付近 （概位 北緯31° 25.3′ 東経130° 08.2′）
事故の概要	引船きりしまは、漂泊中、消波ブロックに衝突した。
事故調査の経過	平成30年7月4日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	引船 きりしま、19トン
船舶番号、船舶所有者等	273-8907鹿児島、南生建設株式会社
乗組員等に関する情報	船長 一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	左舷船尾部外板に擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 低潮時
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、野間池漁港港外に設置された消波ブロックのかさ上げの作業を終え、消波ブロックに係留中の起重機船をえい航して野間池漁港に帰港する目的で、起重機船から離れて漂泊した。</p> <p>本船は、起重機船のえい航準備として、船長が、後部甲板において、起重機船に乗船中の作業員からえい航索の引き寄せ索を受け取ろうとした際、海水で濡れていた甲板で転倒して起き上がれずにいる間に、風で圧流され、消波ブロックに衝突した。</p> <p>船長は、風が強くなったので速やかにえい航索の引き渡しを行う必要があると思い、慌ててしまったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、風が強い状況下、本船の後部甲板におけるえい航準備作業には、補助者が必要であると本事故後に思った。</p>
分析	本船は、野間池漁港港外において漂泊中、船長が、後部甲板で起重機船のえい航索の引き寄せ索を1人で受け取ろうとしたことから、海水で濡れていた甲板で転倒して起き上がれなくなった際、操船することができず、風に流されて消波ブロックに衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、野間池漁港港外において漂泊中、船長が、後部甲板で起重機船のえい航索の引き寄せ索を1人で受け取ろうとしたため、海水で濡れていた甲板で転倒して起き上がれなくなった際、操船することができず、風に流されて消波ブロックに衝突したものと考え

	られる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・引船が、風浪等の影響のある状況下、えい航準備等の甲板作業を行う場合、船長の他に甲板作業の補助者を乗船させることが望ましい。</li></ul>